

最低制限価格制度の適用対象業務の拡大について

平成 29 年 2 月
会津若松市契約検査課

1 概要

ダンピング受注を防止し、委託業務の品質確保を図るため、「本庁舎受付案内・電話交換業務委託」について、最低制限価格制度を適用しますのでお知らせいたします。

2 主な内容

平成 29 年度以降の本庁舎受付案内・電話交換業務の入札にあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 13 の規定により準用する同施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、最低制限価格を設定し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を落札候補者とします。

3 適用日

平成 29 年 4 月 1 日以後に契約を締結する案件から適用します。

<参考>本市の最低制限価格制度の適用対象業務等

- ・ 予定価格が 130 万円を超える工事（総合評価方式の対象となる工事を除く。）
- ・ 予定価格が 50 万円を超える測量及び設計業務
- ・ 予定価格が 50 万円を超える印刷業務
- ・ 予定価格が 50 万円を超える清掃及び警備業務（機械警備業務を除く。）その他の人的業務

担当：契約検査課入札契約グループ（制度関連）

TEL 0242-39-1212 FAX 0242-39-1413

総務課総務管財グループ（業務関連）

TEL 0242-39-1211 FAX 0242-39-1410